

令和 6 年 8 月

# 児童いきいき放課後事業の再構築について

こども青少年局

# 児童いきいき放課後事業 再構築（案）について

## 【事業の概要及び効果・意義】

参加要件	誰でも参加可能	無料
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 留守家庭の是非を問わない</li> <li>● 異学年(1年生～6年生)の参加</li> <li>● 支援を要する児童を受入れ</li> </ul>	
活動内容	<p>低学年の8割が利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 登録数 約58,000人(約4,430人)</li> <li>◆ 利用数 約15,000人(約1,580人)</li> </ul> <small>令和5年10月時点、( )内は支援を要する児童の内数</small>	
	<p>健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な遊びや活動を通して経験を積む</li> </ul>	
環境整備	<p>自主学習の習慣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宿題タイム</li> <li>● 読書活動の充実</li> </ul>	
	<p>市内全市立小学校 283カ所</p>	
	<p>土曜日・長期休業日も実施</p> <p>課題</p>	
	<p>余裕教室の確保</p> <p>指導員の配置 (約4,600人→約3,900人)</p>	



効果・意義	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 就労支援</li> <li>□ インクルーシブ</li> <li>□ 貧困対策</li> <li>□ 子育て負担の軽減</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自立性、創造性、社会性などを育む</li> <li>□ 低学年のうちから、自主学習習慣の定着</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 子どもを安全に預けられる居場所</li> <li>□ 就学後に子どもを安心して預けられる居場所</li> </ul>	

## 【これまでの経過】

平成4年 (1992年)	いきいき事業開始 (40カ所)
平成12年 (2000年)	市内全市立小学校に拡大
平成14年 (2002年)	土曜日の完全実施
平成25年 (2013年)	一般公募の開始
	時間延長を実施 (利用10人以上～)
平成30年 (2018年)	副市長PTによる強化 ・時間延長の実施 (利用5人以上～) ・宿題タイムの一斉実施 ・読書活動の充実 など
令和5年 (2023年)	いきいき再構築(案)の策定 ・狭隘化対策 ・人材確保 ・時間延長の充実 (利用人数要件の撤廃) など

# いきいき再構築の方針及びスケジュール

## ■再構築の方針

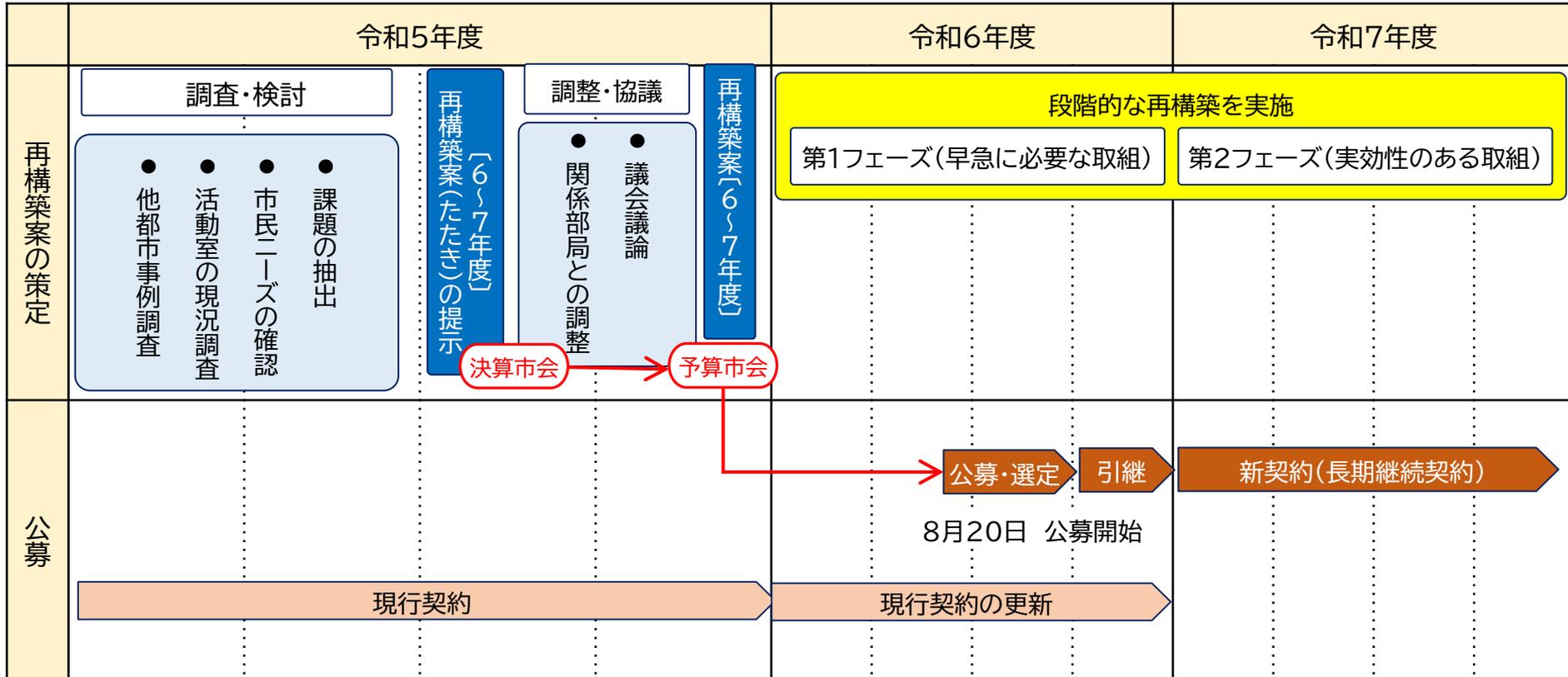
### I 小学校就学前から就学後へ連続性のある本市子育て支援を構築

### II 安全・安心に、誰でも、無料で利用できる子どもの居場所の提供

保護者の就労支援のみならず、貧困や育児困難等を含むすべての家庭が無料で利用でき、こどもたちも安心できる学校での見守り環境を提供することで、本市では放課後待機児童ゼロを実現している。また、本市では子育て支援にかかる大きな方針として、保育・教育の無償化を推進していることから、当事業の役割・効果を維持するためにも、引き続き、現行通り利用料は無料とする。

### III 喫緊の課題に早急に対応するとともに市民ニーズや現場意見を踏まえた実効性のある取組

## ■再構築のスケジュール



# いきいき再構築（案）の取組内容と所要額見込み

			令和6年度		令和7年度		再構築コスト(百万円)		
			第1フェーズ(早急に必要な取組)		第2フェーズ(実効性のある取組)		令和6年度	令和7年度	計
①	狭隘化対策	指導員の追加配置	■ 狭隘状況に応じたスタッフ指導員の追加配置 245人相当分増(土曜日は27人相当)		245人相当分増(土曜日は27人相当)		305	+12	317
		さらなる活動場所の確保	■ 現地調査及び学校との調整 1室当たり平均児童数が80人を超える活動室 27活動室				4	+0	4
②	支援が必要な児童等の対応	指導員等の追加配置	■ 問題行動のある児童1名につき2名のスタッフ指導員を追加配置 対象児童 9名		対象児童 10名		46	+13	59
		支援員のスキル向上	■ 医療的ケアが必要な児童の受入れ拡充 3支援単位		4支援単位		6	+10	16
③	活動時間延長の充実	利用人数要件			■ 利用人数要件(5人)を廃止		-	181	181
		延長時間			■ 夕方 18:00~19:00(現行通り) ■ 朝 8:00~8:30(現行通り)				
		延長利用料			■ 夕方 月額5,000円(現行通り) ■ 朝 年額5,000円(現行通り)				
		スポット利用			■ 随時(スポット)利用を新設 利用料 1回500円				
④	モバイルの活用促進	入退室等のシステム化	■ 既存のアプリを活用し、入退室管理・一斉周知システム等を導入				68	+50	118
⑤	人材確保	指導員の処遇改善等	■ 給与水準の3%引上 ■ 運営管理事業者による指導員募集に係る支援		■ チーフ(常勤)は本市校長OB水準に引上 ■ スタッフ(時間給)は引き続き3%引上		183	+887	1,070

## 【総事業費の推移】

(百万円)

令和5年度(当初予算)	令和6年度(当初予算案)	令和7年度(見込み)
4,199(うち区CM4,186)	4,657(うち区・局連携4,638)	5,812(うち区・局連携5,793)

合計

612

1,153

1,765

## 児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託の公募（概要）

### 1. 募集か所

53 か所

※各区において、公募単位を設定

行政区（20 か所）、中学校区（17 か所）、小学校区（16 か所）

### 2. 応募資格

法人格を有する団体または、複数の団体による「共同事業体」（法人格を有するものを必ず含むものとし、代表者は必ず法人格を有するものとする）であること。

### 3. 事業実施委託予定期間

安定的な事業継続及び職員の育成・質の向上を図るため5年の長期継続契約とする。

ただし、民間参入を促進するため、5年契約の公募時期を令和6年度と令和9年度に分散する。（令和9年度公募分については、経過措置として令和6年度は3年契約とする。）

・5年契約：令和7年3月1日～令和12年3月31日

・3年契約：令和7年3月1日～令和10年3月31日

※各募集か所における契約期間は、別紙参照

### 4. 応募スケジュール

（1）募集要項のHP公表期間 令和6年8月20日（火）から9月25日（水）まで

（2）事業者説明会 令和6年8月28日（水）10時～12時 15時～17時

（3）現場見学会 令和6年8月29日（木）・30日（金）（本田小・福島小）

（4）申請書提出受付期間 令和6年9月24日（火）・25日（水）

### 5. 受託者の審査・選定について

（1）公募型提案方式（プロポーザル方式）

（2）外部有識者で構成する審査・選定会議における書類審査及びプレゼンテーション審査

※区・局連携事業であることから、区・地域のニーズ「区が期待するもの」を踏まえた提案を求める

（3）令和6年12月末頃に選定結果公表予定

### 6. 公募のホームページについて（令和6年8月20日（火）より公開予定）

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000632163.html>）

- いきいきの安定的な事業継続及び職員の育成・質の向上のため、単年度契約を5年の長期継続契約に変更
- 民間参入促進のため公募の機会は、1年または2年おきに提供する。このため、初回のみB・Dブロックは3年契約とする必要がある

教育ブロックグループと同じブロック

いきいきブロックグループ(A~D)



教育ブロックグループ(A~D)

同区数となるようグルーピング

12区

Aブロック(5区)・Cブロック(7区)

令和6年度公募  
(5年契約)

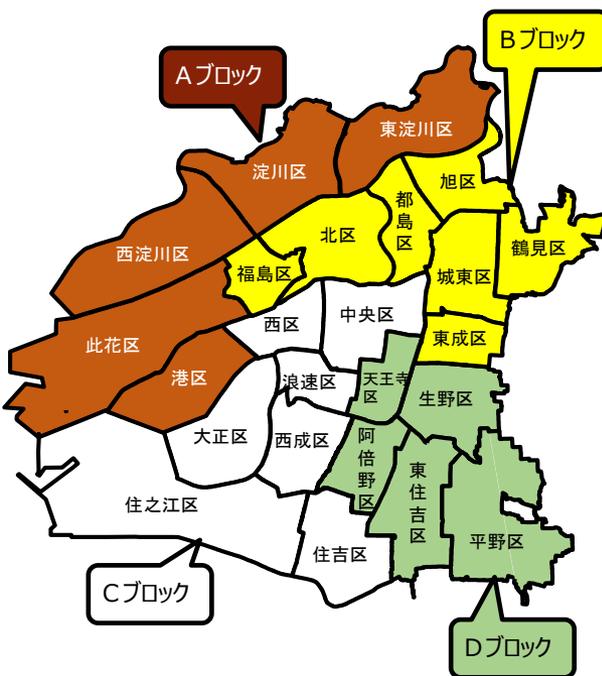
公募時期をずらす  
令和11年度公募  
(5年契約)

12区

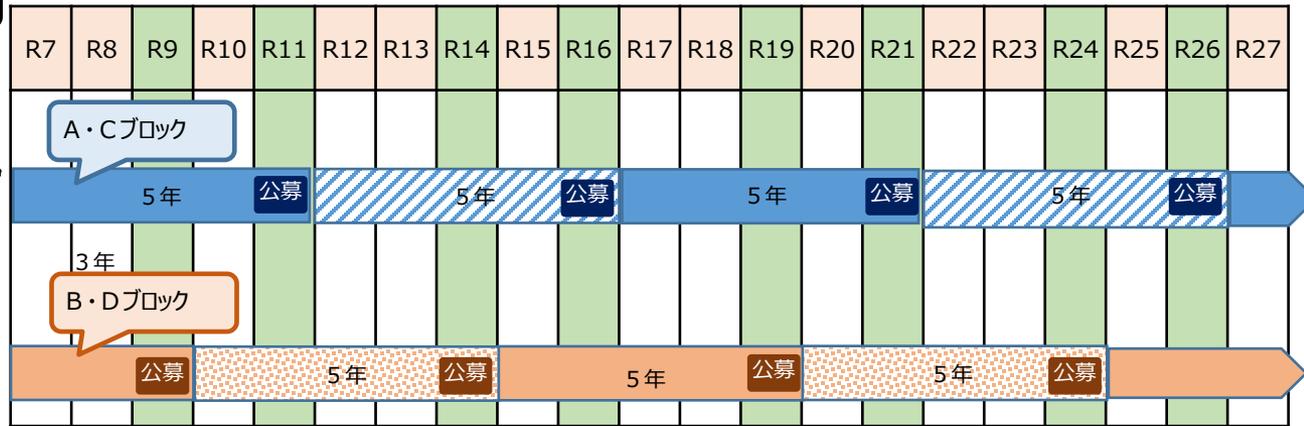
Bブロック(7区)・Dブロック(5区)

令和6年度公募  
(3年契約)

令和9年度公募  
(5年契約)



【契約期間と公募時期】



公募事務は、5年ごとに、2年おき・1年おきのサイクル

(丸数字はいきいき活動室のか所数)

【募集か所 (53か所)】

行政区単位が多く、港区・住之江区・西成区は中学校区、東淀川区は小学校区

Aブロック	此花⑧、港⑪、西淀川⑬、淀川⑰、東淀川⑱、	5区・65か所
Bブロック	北⑫、都島⑩、福島⑨、東成⑪、旭⑩、城東⑱、鶴見⑫	7区・80か所
Cブロック	中央⑦、西⑨、大正⑩、浪速⑥、住之江⑭、住吉⑭、西成⑩	7区・70か所
Dブロック	天王寺⑧、生野⑭、阿倍野⑩、東住吉⑭、平野⑲	5区・68か所

各小学校長様  
義務教育学校長様

教 育 長

「児童いきいき放課後事業」における学校施設の活用等について（依頼）

本市では、こども青少年局が所管する「児童いきいき放課後事業」（以下「いきいき」という。）を平成4年度に開始し、平成12年度よりすべての小学校及び義務教育学校前期課程（以下、「小学校」という。）で行っています。各校においては、同じ学校・地域の児童のすこやかな成長という観点から、普段より、「いきいき」と密に連絡を取り、さまざまな協力をいただいているところです。特に、この間の新型コロナウイルス感染症対策、さらには、非常変災時は、児童の安全確保の観点から、学校と「いきいき」との迅速な連携・情報共有などの協力に努めていただいたことに感謝します。

「いきいき」は、創設から30年を経過する中で、児童の健全育成の場に加えて、保護者の就労支援など、時節のニーズを踏まえた役割にも対応しています。

また、平成30年度には、児童のよりよい成長に向け、副市長をトップとしたプロジェクトチームにおいて、活動環境等の充実を図るとともに、学校との連携をさらに強める方向性が打ち出され、その実現に向けては、各校におけるご協力を得て、自主学習の習慣づくりや学校図書館等の積極的な活動などが定着しているところです。

一方、こども青少年局によれば、昨年5月に5類感染症への移行後、「いきいき」の参加児童数が急増し、活動室の狭隘化や指導員不足など喫緊の課題が顕著になっているとのことです。

これを受けて、こども青少年局より、「いきいき」再構築への協力について依頼がありました。

教育委員会においても、従前より、放課後の時間は学校運営の一環として重要であること、また、児童にとっても重要な時間であること、その放課後に「いきいき」という学校内でのびのび過ごせる安全・安心な居場所があることは、児童にとってたいへん貴重であるとの認識で一致しています。社会全体、社会総がかりで児童を育む観点からも、各校長先生におかれましては、今後の安全・安心な「いきいき」が継続できるよう、次の点等について、これまで以上のご協力・ご配慮をお願いします。

記

1. 「いきいき」における学校施設の活用について

(1) いきいき活動室の狭隘化対策

- ・狭隘化が深刻な活動室については、さらなる活動場所を確保するため、令和5年度～7年度の間で、こども青少年局職員が現地調査を行い、必要に応じて学校に対して協力依頼があるので、児童の安全確保の観点から、空き教室、特別教室、図書室、体育館、運動場等の活動可能場所についての候補をこれまで以上に提示いただく等ご配慮をお願いします。

また、個別対応が必要な場合のスペースの活用についてもご配慮をお願いします。

## 2. 学校と「いきいき」との連携について

### (1) 日々の情報共有及び連絡調整

- ・「いきいき」との日々の情報共有、打合せ会や運営委員会等の毎月の定期的な開催に、引き続きご協力をお願いします。活動室・特別教室等の利用調整をはじめ、学校や区などが行う放課後施策との調整、学校・PTA・地域行事などの情報共有・連絡調整など密な連携を図ることができるようご配慮をお願いします。

### (2) 入退室管理アプリ導入に伴う学校と「いきいき」の連絡調整の強化

- ・小学校で既に導入しているミマモルメと同様の機能を持つ入退室管理アプリを「いきいき」でも導入することを検討しているとのことです。入退室管理アプリの導入に伴い、保護者へのメール配信機能も活用できることから、共有すべき情報の事前の連絡についてご配慮いただくようお願いします。

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当	06-6208-9186
こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）	06-6684-9573

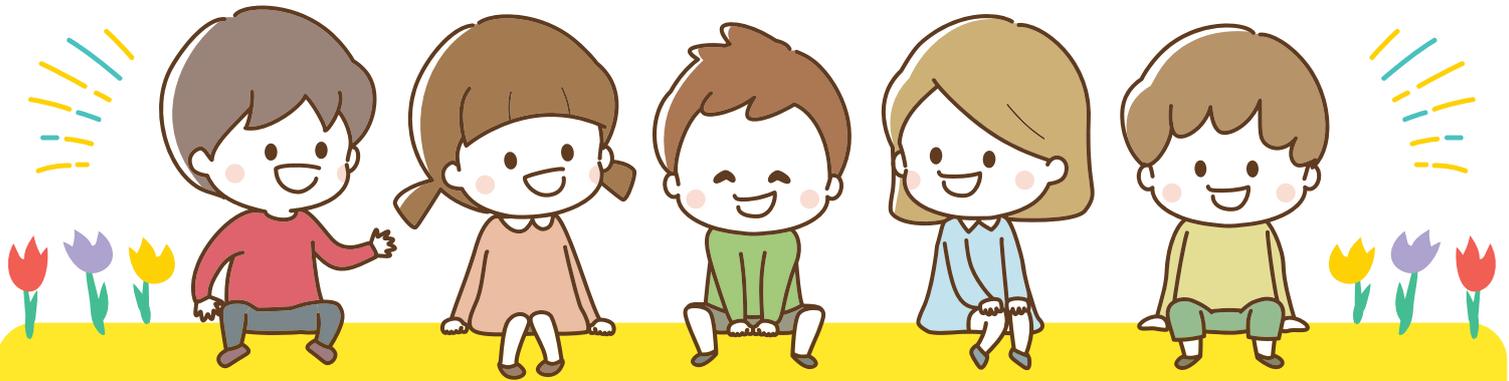
# 子どもたちの笑顔のために お手伝いください



大阪市では、児童の放課後事業として市内の小学校で  
**「いきいき活動」**を実施しています。



平日の放課後、土曜日、夏休み等の長期休業日に  
遊びやスポーツ、読書などを中心に、子どもたちを見守り、  
サポートするお仕事をスタッフとしてお手伝いください。



## 求められる人

子どもとふれあうことが好きで、誠実に子どもにかかわれる方であれば、  
特に資格は必要ありません。

## 勤務条件

応募される運営・管理団体によって、勤務条件が異なりますので  
詳しくは大阪市のホームページをご確認ください。  
勤務場所や勤務日、勤務時間等については  
ご相談いただけます。

\\ To scan! //



大阪市 いきいきスタッフ

